

# 伊 勢 市 公 報

第 161 号  
平成 24 年 7 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	2
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程	5
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者規程等の一部を改正する規程	7
<b>議会告示</b>	
○ 伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示について	9
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	11
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 犬の抑留について	13
○ 犬の抑留について	14
○ 伊勢都市計画公園の変更に係る案の縦覧について	15
○ 公示送達	17

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 33 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の表環境生活部の部戸籍住民課の款届出係の項中第 19 号を削り、第 20 号を第 19 号とし、同款証明係の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

第 23 条第 2 項の表生活福祉課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 24 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市公印規則(平成 17 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の部中「・外国人登録」及び「外国人登録証明書記載事項及び」を削り、同部に次のように加える。

伊勢市長	古印体	長方	特別永住者証明書	戸籍住民課長	1
		縦 4	記載事項及び在留	各支所長	9
		横 18	カード記載事項の 認印	各総合支所 生活福祉課長	3

別表市長職務代理人印(市長職務代理人の氏)の部中「・外国人登録証明書記載事項」を削る。

(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 92 号)の一部を次のように改正する。

第2条中ただし書きを削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「外国人登録証明書」を削る。

様式第2号から様式第4号まで中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「き損」を「毀損」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に、「まっ消」を「抹消」に改め、「外国人登録証明書」を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第11号中「附・外・身」を「附」に、「あて先」を「宛先」に、「外」を「在・特」に改める。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「外国人登録証明書」を削る。

(伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市市民カードの交付等に関する規則(平成17年伊勢市規則第90号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に掲げる者とする」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする」に改め、第1号及び第2号を削る。

第5条第4項第1号中「貼付したもののほか、次に該当するもの」を「貼付したもの」に改め、ア及びイを削る。

様式第1号から様式第3号まで、様式第5号及び様式第6号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第4号

### 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(2)の表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から24の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の9の(2)の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

伊勢市指定給水装置工事事業者規程等の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成24年7月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程等の一部を改正する規程

(伊勢市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

(伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正)

第2条 伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「住民票抄本又は外国人登録原票に登録された事項に関する証明書並びに」を「住民票の写し及び」に改める。

(伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部改正)

第3条 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「又は外国人登録原票に登録された事項に関する証明書(以下「外国人登録原票記載事項証明書」という。)」を削る。

様式第1号中「又は登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

伊勢市議会告示第1号

伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年7月4日

伊勢市議会議長 西山 則夫

伊勢市議会図書規程の一部を改正する告示

伊勢市議会図書室規程（平成20年伊勢市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、運転免許証、健康保険の被保険者証又は外国人登録証明書」を「、運転免許証又は健康保険の被保険者証」に改める。

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 7 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
362	株式会社ハヤシコー ポレーション	松阪市曾原町 728 番 地 4	平成 24 年 7 月 5 日

伊勢市公告第 39 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 40 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町三津	柴犬	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 7 月 5 日

3 抑留期限 平成 24 年 7 月 12 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 41 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町本町	雑種	薄茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 7 月 6 日

3 抑留期限 平成 24 年 7 月 13 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 42 号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 24 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画公園

5・5・3 倉田山公園

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御菌総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

4 縦覧期間

自 平成 24 年 7 月 9 日（月）

至 平成 24 年 7 月 23 日（月）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 43 号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
伊藤 レナト	津市香良洲町 3952 番地 122